

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年7月1日（平成28年（行情）諮問第451号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（行情）答申第588号）

事件名：特定法人と特定鉄道事業者の鉄道事業譲渡譲受認可申請書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定法人Xと特定鉄道事業者Aの鉄道事業譲渡譲受認可申請書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成28年3月29日付け国広情第448号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 「特定鉄道線Pと特定鉄道事業者Aとの譲渡受渡申請」の目録（1）譲渡財産のページは、財産の種類、内容、金額はすべて黒塗りであるが、金額以外は開示すべきである。

イ 情報公開制度の趣旨からいっても、内容が全て非公開とされる理由がない。

こんなことでは公開されたとはいえない。

譲渡財産の分類、名称（種類、内容）は公表すべきである。

##### （2）意見書

ア 特定法人Xからの譲渡財産合計特定金額D円である。実際にはこのうち特定金額E円は特定地方自治体が負担しており、市民が負担している税金が投入されている。税金投入されたものの内訳を市民が開示請求するのは当然の権利であり、まして今請求しているのは設備の項目のみである。金額までの公開を求めているないのであるから、

項目くらいは開示すべきものとする（法5条2号ただし書には、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とされている。）。

また、特定法人Xは特殊法人であり、国庫からの支出があったはずで、会計検査院の検査を受ける立場にあったはずである。その保有する資産を譲渡するにあたり適正に評価された金額であるか否かを知らずして譲渡する権利は市民にあると考える。

イ 特定鉄道事業者Aは第3種鉄道事業者であり、情報公開で、設備の保有状況を公開することが、「同業他社のみならずバス、タクシー等他モードの事業者との競争関係において不利となるなど」とされているが、それは一般的な話である。当該事業者は第3種鉄道事業者である上に、同路線の競合路線はないこと、また同社が完全なペーパー会社であり、営業実態はなく（役員のみで社員はいない）、特定鉄道事業者B・特定鉄道事業者Cにより、運営・保守されている会社であることなどを考慮したとき、当該情報を公開することによる同社の損害は生じようもないと考える。

ウ むしろ、特定鉄道事業者Cが同社に対する過剰な線路使用料（当該路線の運賃全額）を支払っていることにより、特定鉄道線Qの異常な高運賃を値下げする障害の一つとなっている。

特定鉄道事業者Aは特定鉄道事業者Bの100%子会社であり、営業実態はない。特定鉄道線Qの高運賃を維持するために特定鉄道事業者Cから利益を吸い上げる手段として同社は設立されたのであり、同社の損害は特定鉄道事業者Bの損害ということになるが、両社は形式上別会社であり、実質的に特定鉄道事業者Bが不利益を唱えているのは本件になじまないと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、以下の文書の開示を求めてなされたものである。

- ① 特定鉄道線Pの免許申請と審査経過（会議録）、認可書
- ② 特定鉄道線Pと特定鉄道事業者Aとの譲渡受渡申請と審査経過（会議録）、認可書

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、以下の文書1及び文書2を特定し、文書1については全部開示、文書2については、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする、一部開示決定（原処分）を行った。

文書1 特定法人Yの第3種鉄道事業の経営の認可申請書及び認可書

文書2 特定法人Xと特定鉄道事業者Aの鉄道事業譲渡譲受認可申請書及び認可書

(3) これに対し、異議申立人は、原処分を不当として諮問庁に対し、本件異議申立てを提起した。

2 異議申立人の主張について

(省略)

3 鉄道事業の譲渡譲受について

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）26条により、鉄道事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないと定められている。

鉄道事業の譲渡及び譲受の認可を申請しようとする者は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）39条により、鉄道事業の譲渡譲受認可申請書に、譲渡譲受契約書の写し並びに譲渡及び譲受の価格の明細書等を添付し、国土交通大臣へ提出しなければならないとされている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

文書2は、特定法人Xと特定鉄道事業者A間の鉄道事業の譲渡及び譲受（以下「本件事案」という。）を実施するうえで、処分庁に提出された鉄道事業譲渡譲受認可申請書（本件対象文書）及び認可書である。このうち異議申立人は、本件対象文書に添付されている目録（1）譲渡財産（以下、第3において「目録」という。）のページは、金額以外は開示されるべきであると主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 第三者意見照会

本件対象文書は、特定鉄道事業者Aに関する情報であって、通常一般に入手できない情報であることから、処分庁は、原処分に先立ち、的確な判断を行うための参考とするため、特定鉄道事業者Aに対し、法13条1項の規定に基づく意見照会を行ったところ、特定鉄道事業者Aからは、「目録情報は『弊社が鉄道事業を運営するうえで重要な経営情報に該当するため』、これが開示された場合、支障（不利益）が生じる」旨の意見書が提出された。

(2) 原処分の妥当性について

諮問庁として処分庁に対し、目録に関して、原処分にいたった経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

目録において不開示とした財産の種類、内容及び金額の情報（以下「目録情報」という。）は、特定鉄道事業者Aの経営状況の詳細に関する情報であり、これを公にした場合、経営状況等が明らかになることにより、同業他社のみならず、バス、タクシー等他モードの事業者との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する不開示情報と認められる。また、特定鉄道事業者Aは非上場の事業者であり、目録情報は公にされておらず、また今後、公にする予定もないことが確認で

きたことから、法5条2号イに該当するとして不開示とした。

しかしながら、本件事案については、国土交通省のホームページにおいて公表されており、特定鉄道事業者Aの譲渡財産の合計額については既に公表されていることから、目録に記載されている譲渡財産合計欄は開示することとし、その他の目録情報は前述の理由により、不開示としたものである。

諮問庁としても、上記処分庁の説明は是認でき、特段不自然・不合理な点も認められないことから、目録情報について、法5条2号イに該当するとして一部不開示とした原処分は妥当と考える。

#### 5 結論

以上のことから、目録情報について、合計額については国土交通省のホームページに公表していることから開示し、その余の部分については、法5条2号イに該当するとして不開示とした原処分については、妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、「①特定鉄道線Pの免許申請と審査経過（会議録）、認可書、②特定鉄道線Pと特定鉄道事業者Aとの譲渡受渡申請と審査経過（会議録）、認可書」の開示を求めるものである。

処分庁は、上記①及び②双方の「審査経過（会議録）」については、不存在により不開示とするとともに、その余の①及び②に該当する文書として、「特定法人Xと特定鉄道事業者Aの鉄道事業譲渡譲受認可申請書」（本件対象文書）及び同「認可書」等の文書を特定し、本件対象文書については法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、その余の特定した文書（特定法人Xと特定鉄道事業者Aの鉄道事業譲渡譲受の「認可書」等の文書）についてはその全部を開示する一部開示決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分で法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分のうち、「目録（1）譲渡財産」における金額以外の部分である譲渡財産の種類及び内容の情報（以下「本件不開示部分」という。）について、

開示を求める旨の異議申立てを提起した。

諮問庁は、本件不開示部分については不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定法人X及び特定鉄道事業者Aが国土交通大臣に申請した「鉄道事業譲渡譲受認可申請書」であり、申請書（本体）及び添付資料（「目録（1）譲渡財産」は、添付資料の一部である。）により構成されている。「目録（1）譲渡財産」には、譲渡財産の種類及び内容（本件不開示部分）、それらの金額並びに譲渡財産合計の金額の情報が記載されており、原処分においては、譲渡財産合計の金額は開示されているが、その余の情報は、法5条2号イに該当するとして不開示とされていることが認められる。

(2) 諮問庁は、本件不開示部分を不開示とした理由について、当該部分に記載された情報は、特定鉄道事業者Aの経営状況の詳細に関する情報であり、これを公にした場合、経営状況等が明らかになることにより、同業他社のみならず、バス、タクシー等他モードの事業者との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する旨説明する。

(3) 本件不開示部分には、土地、建物、設備等の種類の名称及びこれらをさらに細分化した種類の名称が記載されているのみであって、これらの内容は、第3種鉄道事業者又は一般の事業者がその財産として保有していることが想定され得るものであり、当該情報を公にしても、特定鉄道事業者Aの経営状況等が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示部分は、法5条2号イの不開示情報に該当しないと認められるので、開示すべきである。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号イに該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋